

介護予防訪問介護・訪問型サービス 重要事項説明書

令和7年4月1日現在

1. 事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話 0244-24-3870 (午前8時30分～午後5時15分まで)
担当 福島 祐子 (管理者兼サービス提供責任者)
庄司 亜紀子 (サービス提供責任者)

*ご不明な点は、なんでもご相談ください。

2. 訪問介護事業所南相馬市社会福祉協議会の概要

(1) 提供出来るサービスの種類と地域

事業所名	南相馬市社会福祉協議会
所在地	南相馬市原町区小川町322番地の1
介護保険指定番号	訪問介護 (福島県 0771200060)
サービスを提供する地域	南相馬市

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1		統括管理	1
サービス提供者責任者	介護福祉士	5		計画作成	5
サービス提供者責任者	看護師	1		介護報酬管理	1
訪問介護員	介護福祉士 (看護師含む)	8	8	訪問介護	16
	ヘルパー2級資格終了者	0	4	訪問介護	4

(3) 営業時間

- ・通常時間帯 8:00～18:00
- ・早朝時間帯 6:00～8:00
- ・夜間時間帯 18:00～22:00
- ・深夜時間帯 22:00～6:00
- ・平日、土曜日、日曜日、祝祭日も営業しています。

3. サービス内容

訪問介護員が利用者のお宅を訪問し、入浴・排泄や食事等の介助・調理・洗濯・掃除等の日常生活を営むことができるよう行うサービスです。

(1) 身体介護 利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むために必要な機能を高めるための介助や専門的に援助を行います。

- ・入浴介助、排せつ介助、食事介助、清拭、服薬介助など

(2) 生活援助 家事を行うことが困難な利用者に対して家事の援助を行います。

- ・買物・・・生活必需品、食料品等の買物を支援します。
- ・調理・・・食材の調理を支援します。味付は好みがありますので一緒に行ってください。
- ・掃除・・・日常使用の居室を掃除します。
- ・洗濯・・・日常使用の衣類を洗濯します。
- ・その他・・・介護予防サービス計画に計画されている支援

※利用者の介護予防のため一緒に行うことを基本とします。

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受ける場合は、介護予防報酬料金の本人負担割合分です。

訪問型独自サービス	I	11,760円
訪問型独自サービス	II	23,490円
訪問型独自サービス	III	37,270円

- * 利用料金設定の基本となる時間とは、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の介護予防サービス計画に定められた概要の時間を基準とします。
- * 保険料の滞納等により保険給付金が事業者を支払われない場合は、1ヶ月に定める報酬金額の10割をいただき、サービス提供証明書と領収書を発行いたします
保険料を滞納しサービス提供証明書を保険者(南相馬市)に提出すると、相当分の払い戻しを受けることができます。
- * 事業所がサービスを提供する通常の事業実施地域(南相馬市)に居住する方の交通費は無料です。
それ以外の地域(南相馬市以外)の方は、訪問介護員の交通費として実費が必要です
・通常の事業の実施地域を越えた境界から、片道1kmあたり30円の負担となります。

(2) 介護職員処遇改善加算

所定単位数に各種加算減算を加えた総単位数とし、サービス別加算率(18.2%)を乗じた単位数で算定します。

(3) 初回加算

新規に介護予防訪問介護・訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合、利用額とは別に200円を請求させていただきます。

(4) その他

- ① 利用者の居宅でサービス提供のため使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担になります。
- ② 料金の支払いについては、毎月20日までに前月分の請求をしますので、末日までにお支払いください。お支払い方法は、現金・振込み・口座引落のいずれかでお願いたします。現金にてお支払いいただいた場合は、領収書を発行いたします。

5. サービスの提供方法

(1) サービスの利用開始

事業者へ直接または介護支援専門員および地域包括支援センターを通じ申し込まれると職員が訪問いたします。

介護予防訪問介護・訪問型サービス計画を作成し、内容について了解を得たうえで契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の7日前までに文書で申し出てください。
- ② 事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了30日前まで文書で通知します。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・利用者の要介護認定区分が要介護1以上に区分変更となった場合
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

④ その他

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や親族等に対して社会通念を逸脱する行為があった場合、または破産した場合、利用者は文章で解除通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延滞納し催告にも従わず支払われない場合、または利用者および親族等が事業者ならびにサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為があった場合は、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

6. 事業所における介護予防訪問介護・訪問型サービスの特徴

(1) 運営の方針

事業所では、利用者の特性を踏まえて、残有する能力を衰退させないように配慮し、自立した生活が営むことができるように、保健、医療、福祉関連サービスと連携をはかりながら、要望に沿ったサービスを提供します。

(2) 介護予防訪問介護・訪問型サービスの実施概要等

事業所では、介護予防サービス計画または介護予防マネジメントケアプランに基づき、介護予防訪問介護・訪問型サービス計画を作成し利用者または親族等の同意を得てからサービスの提供を行います。

7. 緊急時の対応

事業所のサービス従事者が、サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医、親族等へ連絡します。急を要する場合には、救急により搬送する場合があります。

- ・病院名 電話
- ・医師名 Dr

(1) 親族等（代理人）

- ・氏名 電話

8. 事故発生時の対応

事業所のサービス従事者が、サービス提供中に発生した物損事故については、事業所においてすみやかに対応し、重大な人身事故については、親族等、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び保険者へ連絡するものとします。

9. 損害賠償

事業所は、サービス提供に伴い事業者の責めに帰すべき事由により、発生した事故の損害について賠償をします。ただし、過失相殺が生じる場合によるものとします。

10. サービス内容に関する苦情

(1) 事業所の介護予防訪問・訪問型サービス計画に基づき提供している各種サービス内容についての苦情は下記まで連絡ください。

月曜日から金曜日までの午前8時30分より午後5時までの時間帯にお願いします。

電話 24-3870

受付担当 庄司 亜紀子 (サービス提供責任者)

高松 英樹 (サービス提供責任者)

解決責任者 福島 祐子 (管理者)

- (2) 事業所以外に、保険者の南相馬市役所においても相談・苦情を受付けています。
電話 24-5334 (健康福祉部 高齢福祉課 介護保険係)

1.1. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

1.2. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています

虐待防止に関する担当者	職種: 管理者 氏名: 福島 祐子
-------------	-------------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1.3. 本会の概要

設置者 社会福祉法人

南相馬市社会福祉協議会

代表者 会長 佐藤 正彦

所在地 南相馬市原町区小川町322-1

事業所 居宅介護支援

1) 居宅介護支援事業所

電話 24-3418

2) 南相馬市地域包括支援センター

電話 24-3416

介護予防訪問介護・訪問型サービス

1) 南相馬市社会福祉協議会

電話 24-3870

介護予防介護・通所型サービス

1) ひまわりデイサービス

電話 46-1770

2) すみれデイサービス

電話 46-1277

3) あすなろデイサービス

電話 44-1330

上記の事業所は指定介護保険事業所として併設しています。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

介護予防訪問介護・訪問型サービスの提供にあたり、契約書および重要事項について説明しました。

事業所	所在地	南相馬市原町区小川町322番地の1	
	名称	指定訪問介護事業所	
		南相馬市社会福祉協議会	
	代表者	管理者 福島 祐子	印
説明者	職名	サービス提供責任者	
	氏名	福島 祐子	印

介護予防訪問介護・訪問型独自サービスの提供を受けるにあたり、契約書および重要事項について説明を受けました。

利用者	住所		
	氏名		印
代理者	住所		
	氏名		印
	続柄	()	

覚 書

様（以下「利用者」という。）と指定訪問介護事業所南相馬市社会福祉協議会（以下「事業所」という。）との間で、令和7年 5月 8日に締結した介護予防訪問介護・訪問型サービス契約書第10条（守秘義務）について、消費者契約法（平成13年4月1日法律61号施行）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に準拠し、詳細について下記のとおり定めることに、当事者双方異議なく同意しました。

記

- 1 利用者および親族等は、利用者に対する介護予防訪問介護・訪問型サービス提供に必要な範囲でサービス担当者会議および調整会議等に個人情報を用いることに同意します。ただし、個人情報を用いる場合には、事前に利用者及び親族等の承諾を得るものとし以下同様とします
- 2 利用者および親族等は、サービス提供責任者が介護予防訪問介護・訪問型サービス計画を作成するにあたり必要な場合には、主治医等の意見を求めることに同意します。
- 3 利用者および親族等は介護予防サービスの資質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために個人情報を用いることに同意します。
- 4 事業所の従事者は、知り得た利用者および親族等に関する個人情報を上記以外に用いることなく、介護予防訪問介護・訪問型サービス契約が終了した後も継続します。
- 5 利用者またはその親族たる代理人、補助人、後見人およびそれぞれの監督人等は本書を取り交わした記載事項に錯誤または誤認があり不利益を受けると認められる場合には、いつでも申し出ることにより本約定を取り消すことができます。

上記のとおり令和7年 5月 8日に利用者の居宅においてこの覚書を作成し、当事者双方とも合意したので、下記に署名捺印しそれぞれ1通を保有する。

令和 7年 5月 8日

事業所	所在地	南相馬市原町区小川町322番地の1
	名称	指定訪問介護事業所 南相馬市社会福祉協議会 (指定番号 0771200060)
	代表者	管理者 福島 祐子 印
説明者	職名	サービス提供責任者
	氏名	福島 祐子 印
利用者	住所	
	氏名	印
利用者	住所	
	の親族	
(代理人)	氏名	() 印